

一般競争入札公用車売却要領（その1）

令和元年12月9日公告



竜王町役場 未来創造課

<参加申し込みから車両引き渡しまでの流れ>

① 入札参加申請書等の配布および受付

◇期 間 令和元年 12 月 9 日（月）から令和元年 12 月 20 日（金）正午までに必着のこと

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

◇提出先 竜王町役場未来創造課 契約電算係

参加申請書は竜王町ホームページからダウンロードできます。

◇提出の方法 郵送または持参（郵送の場合は一般書留または簡易書留でお送りください。）

② 入札物件の公開

◇期 間 令和元年 12 月 9 日（月）から令和元年 12 月 18 日（水）まで
午前 9 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

◇場 所 竜王町役場総合庁舎 駐車場

※ あらかじめ竜王町役場未来創造課に連絡してください。

ご希望に添えない日があります。

なお、試乗は行いません。

③ 入札期間

◇期 間 令和 2 年 1 月 6 日（月）から令和 2 年 1 月 14 日（火）正午までに必着のこと

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

◇提出先 竜王町役場未来創造課 契約電算係

入札書は竜王町ホームページからダウンロードできます。

◇提出の方法 郵送または持参（郵送の場合は一般書留または簡易書留でお送りください。）

④ 契 約

◇落札決定後 10 日以内に契約締結

⑤ 売却代金等の支払い

◇契約締結後、10 日以内一括納入

※ 竜王町の納入通知書により、竜王町指定金融機関に、売却代金を一括して振り込みください。（振込み手数料は落札者の負担）

⑥ 売却物件の引き渡し

◇契約締結後、20 日以内に引き渡し

※ 車両は現状渡しとし、売却後の車両の不調、故障および損傷等に関する一切の苦情は受け付けません。また、修理費用は落札者の負担とします。

⑦ 名義変更等の手続き

◇売却物件引渡し後、10 日以内に名義変更

※ 名義変更等の手続きは落札者の負担で行い、名義変更後は、変更を証明する書面（写しで可能）を提出してください。

1 入札物件

トヨタ（クラウンマジェスタ） ※ 詳細は、別紙仕様書・写真のとおり。

2 予定価格（最低売却価格）

15,340 円（10%の税込み・リサイクル料金含む。）

3 売却の条件

別紙仕様書に掲げる売却の条件をすべて承諾すること。

4 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。（契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者等）
- (2) 個人の場合、道路交通法第 84 条の規定に基づき自動車の運転免許を受け、竜王町に住民基本台帳に登録されていること。法人の場合は、事業所を日本国内に有すること。
- (3) 未成年者および被補助人にあっては、契約締結のための保護者等の同意を得ていること。
- (4) 町税や町納付金の滞納がないこと。法人の場合は、国税納付金の滞納がないこと。
- (5) 当該公告の日から開札（入札執行）の日までの間のいずれの日においても、行政機関から指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生手続または再生手続の開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後または再生計画の認可決定後の者を除く。）
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく破産手続開始または特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 銀行取引停止処分がなされていないこと。
- (10) 竜王町暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 30 日条例第 21 号）に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないもの。

5 入札参加申請書等の配布および受付等

当該入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加申請書および次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 個人で申請する場合（いずれも発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - ア 入札参加申請書（様式 1・印鑑登録証明書の印で押印すること）
 - イ 住民票（個人記載）

- ウ 納税（完納）証明書（直近2年間において未納がないことを証する書類）
- エ 誓約書（様式2）
- オ 印鑑登録証明書
- カ 運転免許証の写し
- キ 同意書（様式3・入札参加資格の(3)に該当する場合）
- (2) 法人で申請する場合（いずれも発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ア 入札参加申請書（様式1・印鑑登録証明書の印で押印すること）
 - イ 納税（完納）証明書（直近2年間において未納がないことを証する書類）
 - ウ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書
 - エ 誓約書（様式2）
 - オ 印鑑登録証明書
- (3) 入札参加に必要な申請書等の配付期間および配付場所
入札参加に必要な様式は、竜王町ホームページからダウンロードすること。
 - ア 申請書等の配付期間
令和元年12月9日（月）から令和元年12月20日（金）まで
- (4) 入札参加申請書等の受付期間および受付場所等
 - ア 受付期間
令和元年12月9日（月）から令和元年12月20日（金）まで
 - (ア) 持参する場合は、執務日の午前8時30分から午後5時までに竜王町役場未来創造課まで持参してください。
 - (イ) 郵送の場合は、12月20日（金）までに竜王町役場に必着するように送付ください。
 - イ 受付方法
郵送または持参(郵送される場合は一般書留もしくは簡易書留でお送りください。)
 - ウ 郵送先および持参先
〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町役場 未来創造課 契約電算係
 - エ 提出部数 1部
入札参加申請書および添付書類は、封筒に入れて提出してください。
 - オ その他
受付期間内に入札参加申請書および添付書類が全て整った状態で竜王町役場未来創造課まで届かない場合は、入札に参加できません。

6 入札参加の決定 および通知

- (1) 入札参加申請書類を審査し、入札参加資格の条件を満たした個人および法人は入札に参加することができる。
- (2) 参加資格の可否について、令和元年12月25日（水）にファクシミリの送

信により通知する。

7 入札の注意事項

- (1) 入札書は、所定の様式を使用し、記名押印してください。
- (2) 入札書記載金額には、消費税および地方消費税（10%）、リサイクル料金を含めて記載してください。
- (3) 入札は、指定された時間に入札書を郵送または持参するものとします。
- (4) この入札について、入札妨害等の行為が確認された場合、当該行為に係る者の入札参加資格の取り消しまたは入札を中止することがあります。
- (5) 最低売却価格未満で入札した場合は、無効とします。
- (6) 入札書の金額を訂正したものは、無効とします。
- (7) (5)、(6) の他、入札の無効については、公告「15 入札の無効」に記載のとおり。

8 入札物件の公開

当該物件を見学したい場合は、あらかじめ竜王町役場未来創造課（電話 0748-58-3701）に連絡してください。

(1) 公開期間

令和元年 12 月 9 日（月）から令和元年 12 月 18 日（水）まで
午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（土曜日および日曜日を除く。）
ご希望の日時に添えない場合があります。

(2) 場 所

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地 竜王町役場

9 入札期間および入札場所

入札に必要な様式は、竜王町ホームページからダウンロードしてください。

(1) 入札の受付期間および受付場所等

ア 入札期間

令和 2 年 1 月 6 日（月）から令和 2 年 1 月 14 日（火）正午まで
入札締切日時に未来創造課契約電算係まで届かない場合は無効になります。

(ア) 持参する場合は、執務日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに
竜王町役場未来創造課まで持参してください。（締切日は正午まで）

(イ) 郵送の場合は、1 月 14 日（火）正午までに竜王町役場に必着するよ
うに送付ください。

イ 入札方法

郵送または持参(郵送される場合は一般書留または簡易書留でお送りくだ
さい。)

ウ 郵送先および持参先

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

竜王町役場 未来創造課 契約電算係

エ 提出書類 入札書（様式4）

オ 提出部数 1部

入札書は封筒に入れ、糊付けで封をし、割印を押印のうえ、封筒の表面に住所、氏名、「竜王町公用車（その1）売却」と記入にうえ、朱書きで「入札書在中」と記入して提出してください。

郵送の場合は、入札書を入れた封筒を別の封筒に入れて送ってください。

10 開 札

- (1) 開札日時 令和2年1月14日（火）午後2時
- (2) 開札場所 竜王町役場 3階 大会議室
- (3) 開札に立会いを希望される入札参加者は、前日までに申し出てください。
- (4) 代理人による立会いを希望する場合は立会委任状（様式5）を持参し、提出してください。
- (5) 開札後は、落札者にのみ連絡するものとします。

11 入札保証金および契約保証金

入札保証金および契約保証金は免除します。

12 入札および落札者の決定方法

- (1) 一般競争入札により、竜王町が定める予定価格（最低売却価格）以上の金額で有効な入札の内、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 入札回数は、1回とします。
- (3) 落札者となるべき最高の価格で入札した者が2者以上いる場合は、くじで落札者を決定します。

ア くじ実施日 令和2年1月14日（火）午後2時30分

イ 場 所 竜王町役場 3階 大会議室

開札時に入札者が会場にいないときは、入札執行者が竜王町職員の中から指名した代理人がくじを行うことで落札者を決定します。

- (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、予定価格（最低売却価格）以上の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。なお、入札者は、この調査を実施する場合、それに協力しなければならないものとします。

13 売却代金等の支払条件

契約締結後 10 日以内に、竜王町の納入通知書により、竜王町の指定金融機関に、売却代金（契約金額）を振り込んでください。

14 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

(1) 受付期間

令和元年 12 月 9 日（月）から令和元年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで

(2) 受付方法

質問書を竜王町役場未来創造課までメールまたはファクシミリにより提出持ってください。

(3) 送付先

ア メールアドレス：info@town.ryuoh.shiga.jp

イ ファクシミリ番号：0748-58-1388

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年 12 月 25 日（水）にファクシミリにより回答します。

15 その他

(1) 申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返還しません。

(3) 落札決定までは、入札参加者および参加予定人数は公表しません。入札後に、入札参加者数および入札金額は公表します。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした場合や記載事項等に不備がある場合は、入札を無効とします。

(5) 落札者は、落札決定後 10 日以内に契約を締結するものとします。

契約締結期限延長願を提出し、竜王町長が認めた場合は契約締結期限を延長できるものとします。

(6) 契約者が契約条項に違反した場合は、契約を解除し違約金として、契約金額の 10 パーセントに相当する金額を竜王町に納入するものとします。

16 問い合わせ先

竜王町役場 未来創造課 契約電算係

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

TEL 0748-58-3701（直通）

FAX 0748-58-1388